二十六　強度行動障害入院医療管理加算の施設基準等
(1)　強度行動障害入院医療管理加算の施設基準
　強度行動障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(2)　強度行動障害入院医療管理加算の対象患者
　強度行動障害スコアが十点以上かつ医療度スコアが二十四点以上の患者
二十六の二　重度アルコール依存症入院医療管理加算の施設基準等
(1)　重度アルコール依存症入院医療管理加算の施設基準
　アルコール依存症の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(2)　重度アルコール依存症入院医療管理加算の対象患者
　入院治療が必要なアルコール依存症の患者
二十六の三　摂食障害入院医療管理加算の施設基準等
(1)　摂食障害入院医療管理加算の施設基準
　摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(2)　摂食障害入院医療管理加算の対象患者
　重度の摂食障害により著しい体重の減少が認められる患者
二十七　がん拠点病院加算の施設基準等
(1)　がん診療連携拠点病院加算の施設基準
イ　がん診療の拠点となる病院であること。
ロ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
(2)　小児がん拠点病院加算の施設基準
イ　小児がんの診療の拠点となる病院であること。
ロ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
(3)　がん拠点病院加算の注2に規定する施設基準
　ゲノム情報を用いたがん医療を提供する中核となる拠点病院であること。
二十八　栄養サポートチーム加算の施設基準等
(1)　栄養サポートチーム加算の施設基準
イ　栄養管理に係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ロ　当該加算の対象患者について栄養治療実施計画を作成するとともに、当該患者に対して当該計画が文書により交付され、説明がなされるものであること。
ハ　当該患者の栄養管理に係る診療の終了時に栄養治療実施報告書を作成するとともに、当該患者に対して当該報告書が文書により交付され、説明がなされるものであること。
(2)　栄養サポートチーム加算の対象患者
　栄養障害の状態にある患者又は栄養管理を行わなければ栄養障害の状態になることが見込まれる患者であって、栄養管理計画が策定されているものであること。
(3)　栄養サポートチーム加算の注2に規定する厚生労働大臣が定める地域
　別表第六の二に掲げる地域
(4)　栄養サポートチーム加算の注2に規定する施設基準
イ　一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1を除く。）を算定する病棟（特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院の病棟並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を除く。）であること。
ロ　栄養管理に係る診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ハ　当該加算の対象患者について栄養治療実施計画を作成するとともに、当該患者に対して当該計画が文書により交付され、説明がなされるものであること。
ニ　当該患者の栄養管理に係る診療の終了時に栄養治療実施報告書を作成するとともに、当該患者に対して当該報告書が文書により交付され、説明がなされるものであること。

二十九　医療安全対策加算の施設基準
(1)　医療安全対策加算1の施設基準
イ　医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等が医療安全管理者として配置されていること。
ロ　当該保険医療機関内に医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制が整備されていること。
ハ　当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置していること。
(2)　医療安全対策加算2の施設基準
イ　医療安全対策に係る研修を受けた専任の薬剤師、看護師等が医療安全管理者として配置されていること。
ロ　(1)のロ及びハの要件を満たしていること。
(3)　医療安全対策地域連携加算1の施設基準
イ　医療安全対策加算1に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。
ロ　医療安全対策に関する十分な経験を有する専任の医師又は医療安全対策に関する研修を受けた専任の医師が医療安全管理部門に配置されていること。
ハ　医療安全対策加算1を算定する他の保険医療機関及び医療安全対策加算2を算定する保険医療機関との連携により、医療安全対策を実施するための必要な体制が整備されていること。
(4)　医療安全対策地域連携加算2の施設基準
イ　医療安全対策加算2に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関であること。
ロ　医療安全対策加算1を算定する他の保険医療機関との連携により、医療安全対策を実施するための必要な体制が整備されていること。
二十九の二　感染防止対策加算の施設基準等
(1)　感染防止対策加算1の施設基準
イ　専任の院内感染管理者が配置されていること。
ロ　当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。
ハ　当該部門において、感染症対策に関する十分な経験を有する医師及び感染管理に関する十分な経験を有する看護師（感染防止対策に関する研修を受けたものに限る。）並びに病院勤務に関する十分な経験を有する薬剤師及び臨床検査技師が適切に配置されていること。
ニ　感染防止対策につき、感染防止対策加算2に係る届出を行った保険医療機関と連携していること。
(2)　感染防止対策加算2の施設基準
イ　専任の院内感染管理者が配置されていること。
ロ　当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。
ハ　当該部門において、感染症対策に関する十分な経験を有する医師及び感染管理に関する十分な経験を有する看護師並びに病院勤務に関する十分な経験を有する薬剤師及び臨床検査技師が適切に配置されていること。
ニ　感染防止対策につき、感染防止対策加算1に係る届出を行った保険医療機関と連携していること。